

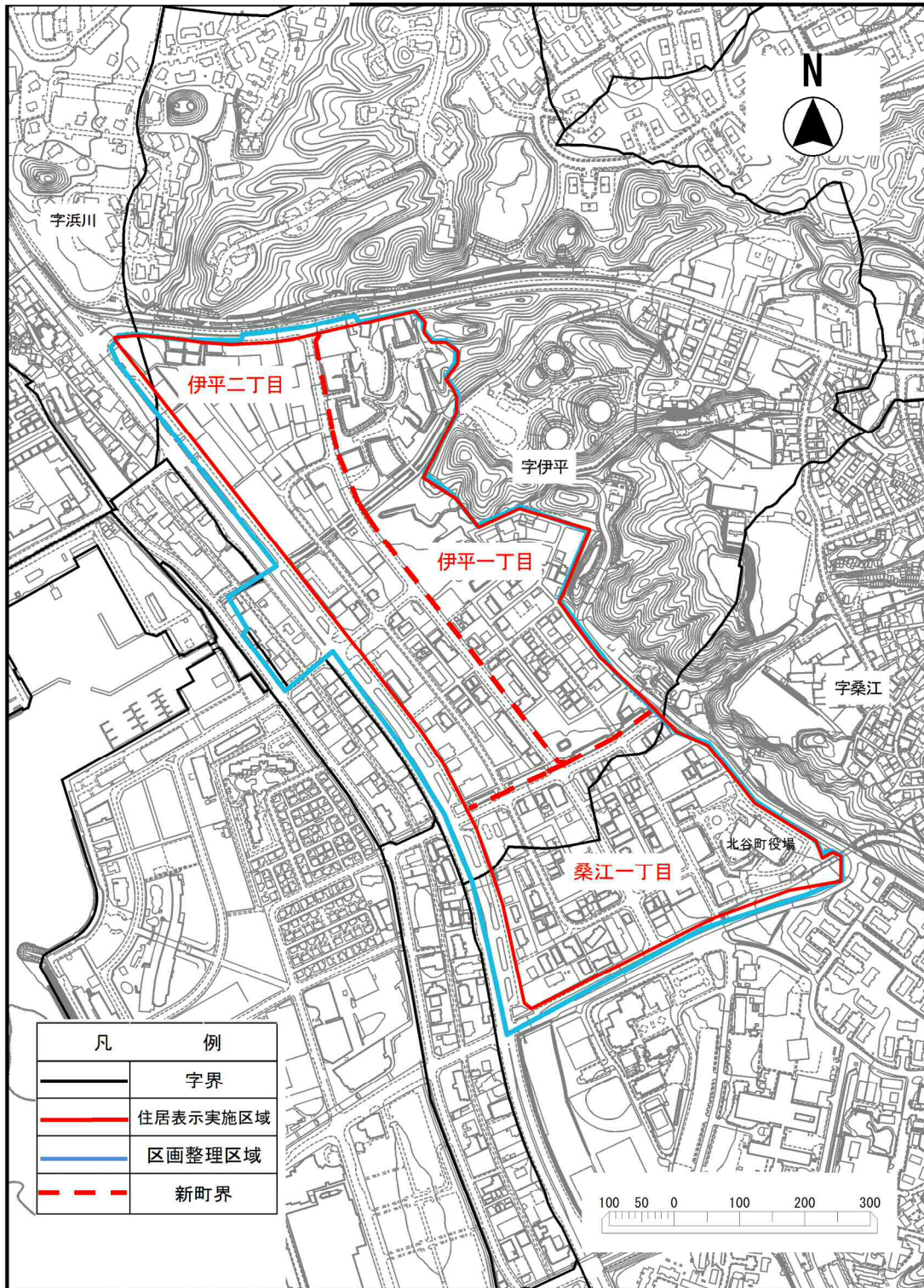
10/1

から

# 桑江伊平土地区画整理事業地内において 住居表示が実施されます！

令和4年10月1日（住居表示実施日）から、桑江伊平土地区画整理事業地内（字桑江・字伊平の各一部）において、住居表示が実施され、区域内にお住まいの方の住所が新しくなります。

住居表示は住所を分かりやすくする制度です。住居表示実施日以降は、新しい住所を使用されますよう皆さまのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。



## ◎住居の表し方

これまでの土地の地番で表していた住所は、「町名」「街区符号」「住居番号」を使って表します。

(住所の例) 北谷町 字桑江 ○○番地

↓

北谷町 桑江○丁目 ○番 ○号  
町名 街区番号 住居番号

## ◎本籍や不動産の表し方

本籍や不動産の表示は、町名と土地の地番で表示します。

(本籍の例) 北谷町 字桑江 ○○番地

↓

北谷町 桑江○丁目 ○番地  
町名 地番

(不動産の例) 北谷町 字桑江 ○○番

↓

北谷町 桑江○丁目 ○番  
町名 地番

※本籍・不動産の表示については、土地区画整理事業の換地処分により変更となります。換地処分通知書をご確認ください。

## ◎郵便番号

実施区域内の新しい町名と郵便番号は次の通りです。

現在		実施後 (令和4年10月1日以降)	
大字	郵便番号	町名	郵便番号
字桑江	〒904-0103	桑江一丁目	〒904-0103
字伊平	〒904-0102	桑江一丁目	〒904-0103
		伊平一丁目	〒904-0102
		伊平二丁目	〒904-0102

※桑江一丁目は字桑江の郵便番号、伊平一丁目・二丁目は字伊平の郵便番号を使用します。

## ◎住居表示通知書

住居の表示が変わることによって、皆様に住所変更の手続きを行っていただくものがあります(P3参考)。その際には、町から交付される「住居表示通知書」を添付する必要があります。「住居表示通知書」は住所が変わったことを証明するものとなりますので、届きましたら大切に保管して頂けますようお願いいたします。

## ◎町名表示板・住居番号表示板

各家の門柱や出入口の見やすいところに町名表示板・住居番号表示板を取り付けて頂けますようご協力お願いいたします。

## 住居表示実施後の手続きについて

### 北谷町役場や法務局で自動的に変更するもの

公簿名等	変更内容	説明
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民基本台帳（住民票）</li> <li>・ 印鑑登録原票</li> <li>・ 選挙人名簿</li> </ul>	住所欄	北谷町役場内にある公簿類は、北谷町役場で新しい住所に書き換えます。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戸籍</li> <li>・ 戸籍の附票</li> <li>・ 住民基本台帳（住民票）</li> </ul>	本籍欄	北谷町役場で書き換えます。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地登記簿</li> <li>・ 建物登記簿</li> </ul>	表題部の所在欄	不動産の所在は、法務局で書き換えます。 ※ ただし、権利部の所有者等の住所は、変更登記申請をしないと変わりません。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民健康保険被保険者証</li> <li>・ 後期高齢者医療被保険者証</li> <li>・ こども医療証</li> <li>・ 介護保険被保険者証</li> <li>・ 精神保健福祉手帳</li> <li>・ 身体障害者手帳 など</li> </ul>	住所欄	被保険者証や医療証、各手帳等はそのままの記載住所でも継続使用できますが、新住所での発行を希望される方は、各担当窓口で手続きを行ってください。（本人確認書類等として使用している方など）

### 皆様に變更手続きを行っていただく主なもの

住所變更に係る各種手続きにつきましては、住居表示実施日（令和4年10月1日）以降に行ってください。

#### （1）運転免許証お持ちの方

こんなことは	どこへ	いつまでに 何が必要か
自動車運転免許証の住所・本籍の變更	沖縄県警察運転免許センター ☎098-851-0110 安全運転学校中部分校 ☎098-933-0442 沖縄警察署交通対策課 ☎098-932-0110	特に期限はありませんが、本人確認書類等として使用している方は早めに手続き行ってください。（免許更新時に變更することも出来ます。）  1. 運転免許証 2. 住居表示通知書 3. 本籍變更証明書（本籍も變更になった方） ※ 2.3.併せて本籍地記載の住民票でも構いません。



(2) 自動車やバイクをお持ちの方

こんなことは	どこへ	いつまでに 何が必要か
車検証の住所の変更	<p>【乗用自動車・125ccを超えるバイク】 陸運事務所 ☎050-5540-2091</p> <p>【軽自動車】 軽自動車検査協会沖縄事務所 ☎050-3816-3126</p>	<p>特に期限はありません。車検や名義変更、廃車等必要が生じたときに手続きしても差し支えありません。</p> <p>1. 車検証 2. 住居表示通知書 3. 所有者等の印鑑</p>

※125cc以下の原付バイクの住所変更は北谷町役場税務課で自動的に行います。  
(標識交付証明書はそのままの記載住所でも継続使用できますが、新住所で記載を希望される場合は、北谷町役場税務課窓口で手続きを行ってください。)

(3) 土地・建物などの登録物件をお持ちの方

こんなことは	どこへ	いつまでに 何が必要か
不動産(土地・建物)所有者名義人の住所変更	<p>那覇市地方法務局宜野湾出張所 ☎098-898-5454</p>	<p>特に期限はありません。売買や相続等、必要が生じたときに手続きしても差し支えありません。</p> <p>1. 登記申請書 2. 住居表示通知書 3. 所有者等の印鑑</p>

※表題の部の所在欄は、法務局で自動的に書き換えます。

(4) 法人登記や商業登記をしている方

こんなことは	どこへ	いつまでに 何が必要か
会社・各種法人の本店等の所在地及び代表者等の住所変更	<p>那覇地方法務局 法人登記部門 ☎098-854-7130</p>	<p>本店の場合は2週間以内、支店の場合は3週間以内に申請してください。</p> <p>1. 登記申請書 2. 住居表示通知書 3. 法務局への届出印</p>

※那覇地方法務局ホームページへアクセスすると申請書をダウンロードできます。  
【那覇地方法務局 HP】を検索→【商業法人登記申請手続き】をクリック→【申請様式一覧】をクリック→該当様式をダウンロードし記載

(5) マイナンバーカードをお持ちの方

こんなことは	どこへ	いつまでに 何が必要か
マイナンバーカードの住所変更	北谷町役場 住民課 ☎098-982-7751	特に期限はありませんが、本人確認又は確定申告用として使用している方は早めに手続きください。  1. マイナンバーカード 2. 住居表示通知書 3. 暗証番号  【本人確認用に使用している場合】 マイナンバーカードおもて面の住所の書きかえが必要です。 同一世帯員の方であれば代理のでも手続きできます。  【確定申告用に使用している場合】 e-Tax等の電子申請の際に使う署名用電子証明書の書きかえが必要です。 原則、本人による手続きが必要です。

(6) その他の手続き

こんなことは	どこへ	いつまでに 何が必要か
郵便局への手続き	手続きをする必要はありません。 北谷町役場から日本郵便株式会社へ新住所の通知を行いますので、実施日以降は新しい住所を使用してください。また、新しい住所に対する郵便番号に変更がないかP2の郵便番号をご確認下さい。なお、旧住所が記載されていても実施後しばらくの間は郵便物が届きます。ただし、旧住所で郵便が届いた場合は、先方へ住所が変わったことをお知らせください。 「住所変更通知用はがき」（郵送料無料）を配布いたしますので、ご親戚やご友人の方にはできるだけ早くお知らせください。	
電力会社、ガス会社、銀行、携帯電話、保険会社等の名義人や契約者等への手続き	それぞれの機関ごとに手続き方法が異なりますので、ご確認ください。 1. 住居表示通知書、2. 本人確認書類、3. 印鑑 など	

住居表示についてのお問い合わせは

**北 谷 町 役 場**

建設経済部都市計画課 TEL : 982-7703